

研究活動上の 不正行為防止マニュアル

概要版



岩手大学研究・地域連携部 研究・地域連携課

平成30年9月27日

(令和7年4月1日最終更新)

研究活動における不正行為について

本学では、「不正行為」は、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、および他社の研究成果等の盗用が、不正行為に該当するほか、他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として含まれうるとしています。

また、「特定不正行為」として、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果における以下のいずれかに該当する行為をいうこととしています。

■ 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

■ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

■ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定、平成26年8月26日）」（以下「ガイドライン」という。）においても同様です。

研究活動における不正行為を起こさないために

ガイドラインでは、研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要であるとしています。

本学では、不正行為の予防を目的とした研究倫理に関する教育、啓発等を行うため、研究倫理教育計画を策定し、本学及び各部局等にそれぞれ、研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者を置いています。

研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の提供する e-ラーニング教材（eAPRIN）を使用しており、教員、研究を行う職員、特に研究に関わる職員および大学院生に対し、採用時（入学時）及び5年に1回受講することを義務付けています。

●APRIN e-ラーニングプログラム（eAPRIN）

<https://edu.aprin.or.jp>

その他、下記の教材も確認してください。

- 「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
（日本語版）<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>
（英語版）http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

●JST 研究公正ポータル 研究倫理教育映像教材「倫理の空白」

https://www.jst.go.jp/kousei_p/measuretutorial/mt_movie.html

参考

論文などの投稿時に不正行為とならないために
気を付けること

- ☐自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- ☐自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- ☐再現性があることの確認をして発表していますか？
- ☐生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか？
- ☐共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- ☐投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- ☐二重投稿や盗用とならないように、すでに発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？

＜出典＞研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～平成27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構

研究資料等の保管について

ガイドラインでは、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益であるとしています。

本学では、「研究活動に当たって、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート等の作成・保管及び研究成果の発表のもととなった研究資料等の保存を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない」としており、研究資料等の保存期間は、「原則として、当該学術論文等の発表後5年間」と定めています。

不正行為を行ったと認定された場合の大学の措置

- 大学では、特定不正行為と認定した場合は、
- 岩手大学懲戒審査委員会への報告。
 - 調査結果の公表（特定不正行為に関与した者の氏名、所属を含む）。
 - 特定不正行為と認定された研究活動の停止。
 - 論文の取り下げの勧告等。
- などが行われます。

競争的資金の応募資格の制限等

不正行為にかかる応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制限 期間
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為 を行うことを意図していた場合な ど、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為 があった研究 に係る論文等 の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、 代表執筆者又は これらのものと 同等の責任を負 うと認定された もの)	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為 に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為の あった研究に係る論文等の責任を負う著者（監 修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の 責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	1～2年

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）

通報窓口

本学では、特定不正行為に関する告発及び特定不正行為に関する相談に対応する受付窓口を設置し、受付担当者を置いています。

受付担当者：研究・地域連携部長（地域協創推進棟 103 室）

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番33号

電話：019-621-6048

E-mail：kkousei@iwate-u.ac.jp

受付時間：平日 8：30～17：15

本書の内容に関するお問い合わせ先

研究・地域連携部 研究・地域連携課総括・企画グループ
（地域協創推進棟 103 室）

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番33号

電話：019-621-6851

E-mail：ksokatsu@iwate-u.ac.jp